

○ 金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第四十六号）  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一		改正後		別表第一		改正前	
		府令	書類			様式	府令
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）		「略」	半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）	第四号の三様式 第五号様式 第五号の二様式	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）		「同上」
					四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。）	第四号の三様式	
			半期報告書（法第二十四条の五第一項（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。）	第五号様式 第五号の二様式		第五号様式 第五号の二様式	

別表第二

企業内容等の開示に関する内閣府令	府令	
有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等	書類	
	様式	「略」

「略」	「略」	

別表第二

企業内容等の開示に関する内閣府令	府令	
有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものをいい、財務諸表等	書類	
	様式	「同上」

「同上」	「同上」	五第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。

---

---

の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。）第六編の規定により、外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又はその本国以外の本邦地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ

---

---

---

の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。）第八章、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下この表において「四半期財務諸表等規則」という。）第七章及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下この表にお

---

<p>有価証券報告書 (法第二十四条第</p>	<p>。として記載するものを除く。)</p>
-----------------------------	------------------------

<p>〔略〕</p>	
------------	--

<p>有価証券報告書 (法第二十四条第</p>	<p>いて「中間財務諸表等規則」という。第七章の規定により、外国会社がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又はその本国以外の本邦地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ。）として記載するものを除く。）</p>
-----------------------------	---

<p>〔同上〕</p>	
-------------	--

<p>半期報告書 (法第二十四条の 五第一項(法第二</p>	<p>一項(法第二十七 条において準用す る場合を含む。) に規定する有価証 券報告書をいい、 財務諸表等規則第 六編の規定により 、外国会社はその 本国又はその本国 以外の本邦外地域 において開示して いる財務計算に関 する書類を財務書 類として記載する ものを除く。)</p>
<p>第九号の三様式 第十号様式</p>	

<p>四半期報告書 (法第二十四条の 四の七第一項(法</p>	<p>一項(法第二十七 条において準用す る場合を含む。) に規定する有価証 券報告書をいい、 財務諸表等規則第 八章、四半期財務 諸表等規則第七章 及び中間財務諸表 等規則第七章の規 定により、外国会 社がその本国又は その本国以外の本 邦外地域において 開示している財務 計算に関する書類 を財務書類として 記載するものを除 く。)</p>
<p>第九号の三様式</p>	

十七条において準用する場合を含む。)  
 )に規定する半  
 期報告書をいい、  
 財務諸表等規則第  
 六編の規定により  
 、外国会社がその  
 本国又はその本国  
 以外の本邦外地域  
 において開示して  
 いる財務計算に関  
 する書類を中間財  
 務書類として記載  
 するものを除く。

<p>第二十七条におい        て準用する場合を        含む。)に規定す        る四半期報告書を        いい、四半期財務        諸表等規則第七章        の規定により、外        国会社がその本国        又はその本国以外        の本邦外地域にお        いて開示している        財務計算に関する        書類を四半期財務        書類として記載す        るものを除く。)</p>	<p>半期報告書        (法第二十四条の        五第一項(法第二        十七条において準        用する場合を含む        )に規定する半        期報告書をいい、</p>
	<p>第十号様式</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」

「同上」

中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社はその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として記載するものを除く。）